

# 仕様書

## 1 業務名

アイヌ文化体験プログラム送迎バス運行業務

## 2 業務の目的

札幌市（以下「委託者」という。）が実施する、令和5年度アイヌ文化体験プログラム（以下「体験プログラム」という。）に参加する市内小中高等学校（以下「参加校」という。）を対象とし、参加校と札幌市アイヌ文化交流センター（以下「センター」という。）を往復等するための送迎バスを運行する。

## 3 履行期間

契約締結日～令和5年12月28日（木）

## 4 業務内容

### (1) バスの運行

#### ア 運行期間、参加校、参加人数

運行期間は、令和5年6月1日（木）から令和5年12月28日（木）までの間で参加校が体験プログラムに参加する日。

運行期間、参加校、参加人数の詳細は、別添「令和5年度アイヌ文化体験プログラム送迎バス業務量予定」に記載のとおり。

なお、午前及び午後の両方運行する場合、同一バスを使用して複数の運行を行うピストン輸送を認める。

#### イ バスの種類等

参加校の参加予定者全員が正座席に座れる種類（サイズ）のバスとすること。

なお、参加校において、転入等のために参加者が増加した場合は、補助席を活用することを認める。

#### ウ 行程

委託者が運行日の1～2カ月前を目途に作成する「令和5年度アイヌ文化体験プログラムタイムスケジュール兼送迎バス行程表（様式1）」（以下、「行程表」という。）に基づき運行すること。

#### エ 日程変更、中止等について

感染症予防及び自然災害などのため、参加校における臨時休校、学級閉鎖、又はセンターの臨時休館、教育委員会からの中止要請等があった場合は、委託者、受託者及び参加校の対応可能な範囲内で日程変更の調整をするが、中止となった場合は参加校

が減少することとなる。

なお、やむを得ない事由により予定日のバスの確保が困難な場合、委託者と日程の変更等について協議すること。令和5年5月中旬頃を目途に実施する参加校に対する体験プログラム参加決定通知後においては、確実にバスを確保すること。

## (2) 学校等との調整等

### ア 事前調整

行程表が完成したら参加校に連絡し、内容を確認するとともに、クラスごとに同じバスに乗車できないような場合は、参加校に対して事前の振分けを依頼するなど、運行日当日にスムーズに乗車し出発できるようにすること。

行程表の内容に疑義が生じた場合は参加校と調整のうえ、修正等を行う場合は委託者又は委託者が指定する者に報告すること。

運行日における学校での安全な待機場所などについて十分に調整すること。なお、スクールゾーンへ停車する際に必要な管轄の警察署への届出は学校側と調整し、受託者あるいは学校のどちらかで行うこと。

### イ 運行日直近

参加校の休校日を除く直近日に、参加校に対して最終確認の連絡をすること。

### ウ 運行日当日

#### (ア) 出発前準備

国等からの通知に基づき、運行日当日における必要な感染症対策を実施すること。  
なお、ピストン輸送する場合は、乗車する参加者が変わるたびに実施すること。

#### (イ) 学校到着

やむを得ない事情により待機場所、時間を変更する場合は速やかに参加校に連絡すること。

#### (ウ) その他

バスに異常が発生しても短時間で代替バスを手配できる体制を整えること。

### エ その他

感染症対策などのため、バスの増便を希望する学校がある場合、増便分については学校側の経費となるが、必要に応じて学校側と調整し可能な限り対応すること。

## (3) 業務報告

バスを運行した月について、毎月1日から末日までのバスの運行状況を取りまとめ、「業務内容報告書」(様式2)により速やかに委託者に報告すること。

なお、高速道路料金など体験プログラム以外のことに必要な経費については参加校負担となるため、別途参加校へ請求すること。

## 5 請求額及び支払い

請求は月単位とし、当該月にバスを運行した学校ごとの契約金額を合算したものとする。

委託者は、受託者から提出される「業務内容報告書」(様式2)を検査し問題がなければ、受託者からの請求に基づき代金を支払うものとする。

なお、業務量予定のうち、運行しなかったバスに係る契約金額については、当該金額を契約額から減ずるものとする。

## 6 疑義の解釈

この仕様書に定める事項のうち、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (2) 委託者が指定する運行予定日に既予約などやむを得ない事情により必要な台数の車両を確保できない場合は、あらかじめ委託者の承諾を得て、一部について再委託することを認める。  
なお、再委託に当たっては、運行予定台数の2分の1を超えない範囲とすること。また、その再委託先は北海道運輸局長より一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、かつ過去5年において地方運輸局長等から運送事業に係る行政処分を受けていない事業者とし、安全運行に関する確認・指導を行うこと。
- (3) 事故等の賠償責任が発生した場合は全額受託者負担によるものとする。
- (4) 駐停車時のアイドリングストップなどのエコドライブを実践し、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 車庫から参加校への行程を含め、全ての行程において安全運転を心掛け、事故防止に努めること。
- (6) 委託者及び参加校との連絡窓口となる者を担当者として定め、委託者に報告すること。
- (7) 運賃・料金については「北海道運輸局公示第127号」(平成26年3月27日付け北海道運輸局長)の上限・下限の範囲内の届出運賃・料金を遵守すること。

## 8 業務担当者

市民文化局市民生活部アイヌ施策課施設担当係

担当：三上(札幌市南区小金湯27番地 札幌市アイヌ文化交流センター)

TEL (011) 596-5961 FAX (011) 596-5967